

<ごあいさつ>

寒さ厳しき折柄、皆様におかれましては、何かとお忙しいことと存じます。今年も早いもので、残り1ヶ月を切りました。なお、この時期からはインフルエンザやノロウイルスなどの感染症が流行る時期でもあります。また、新型コロナウイルスの予防対策は、引き続き注意が必要です。そのため、手洗いやうがいなど、感染予防策の徹底を心がけていきましょう。そして、風邪など引かれませぬよう、くれぐれもご自愛下さい。

<確定申告のご準備>

個人の確定申告時期は2月16日～3月15日までです。申告期限は3月15日ですが、ゆとりある申告手続きのために、1月下旬より申告作業を行っていきます。そのためには、下記のような書類が必要となりますので、早め早めのご準備をお願い致します。

【事業等をされている方】

- ① 12月までに発生した収入の請求書及び振込明細等
- ② 12月までに発生した仕入・経費等の請求書等一式
- ③ 1月末までの預金通帳の写し
- ④ 商品・仕掛品・貯蔵品の12月末日時点での棚卸表
- ⑤ その他事業に関する資料一式

【収入関係】

- ⑥ 給与・年金の源泉徴収票
- ⑦ 報酬・配当等の支払調書
- ⑧ 生命保険年金等の支払明細書
- ⑨ 国税還付金振込通知書(前年分の還付金があった方)
- ⑩ 特定口座年間取引報告書

【控除関係】

- ⑪ 配偶者控除等対象者の所得情報(源泉徴収票等)
- ⑫ 生命保険料控除証明書
- ⑬ 地震保険料控除証明書
- ⑭ 国民年金保険料又は国民年金基金の控除証明書
- ⑮ 国保・介護保険料等の納付済額通知書又は証明書
- ⑯ 小規模企業共済掛金等払込証明書(小規模・iDeCo)
- ⑰ 医療費の領収書及びお知らせ
- ⑱ 寄付金の領収書及び証明書
- ⑲ 住宅借入金等特別控除申告書(2年目以降の方)
- ⑳ 住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書

※初めて住宅ローン控除を受ける方は、土地・家屋の登記事項証明書、請負契約書・売買契約書の写し、住宅用家屋証明書及び認定通知書等が必要となります。

<12・1月の税金関係>

- ① 10月決算の確定申告・4月決算の中間申告
- ② 固定資産税の3期目の納付・・・12月末日
- ③ 源泉所得税(納特)の納付・・・1月20日
- ④ 住民税の第4期分の納付・・・1月末日
- ⑤ 法定調書合計表、給与支払報告書、償却資産税の申告書の作成と提出・・・1月末日

また、確定申告までには、まだまだお時間はありますが、そろそろ確定申告の対策や資料・納税資金等のご準備をすすめていく必要があります。

<若松家の出来事>

現在、長男(小4)、次男(小3)、長女(年長)、三男(3才)の父親として育児に奮闘しております。

先月、三男が3才になりました。また、長女と三男の七五三のお参りに行ってきました。二人とも立派に成長をしています。三男は12月より幼稚園に通い始めます。まだまだ甘えん坊ですが、できる事が色々と増えているので、温かく見守っていきたいと思います。

今後、諸先輩方には、子育て等色々のご指導頂ければ幸いです。



最後までお読みいただきありがとうございます。

ご質問等ございましたら、
電話・メール・FAXにて
お気軽にご連絡下さい。

若松大介税理士事務所
下関市山の田中央町4-17
電話：083-242-1448
FAX：083-242-1449

E-mail：info@wakamatsu-office.com
HP：www.wakamatsu-office.com

